

派遣法第23条第5項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報
(2023年6月1日現在)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が
改正され 第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- 労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数
- 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数
- 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- 派遣労働者の賃金の額の平均額
- マージン率=(③-④)/③%
- 教育訓練に関する事項
- 雇用安定措置を講じた人数
- 労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別
- 協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期

拠点名称	大阪本社
拠点の所在地	大阪府大阪市中央区本町4-2-12 野村不動産御堂筋本町ビル5階

①派遣労働者数	②派遣先事業所数(実数)	③労働者派遣料 (平均:8.0H/日)	④派遣労働者の賃金 (平均:8.0H/日)	⑤マージン率 (※((③-④)/③%)
253名	151事業所	23,938円	14,422円	39.75%

※「マージン率」とは、派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

マージンに含まれる費用

派遣料金	マージン	営業利益	
		健康診断費用	募集費用
39.75%	会社運営経費	就業管理費用	派遣労働者の就業に係る費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等)
		営業費用	営業スタッフの件費および活動費・法定手続き費用・事務所費・通信費等
		有給休暇会社引当	派遣労働者が年次有給休暇取得時に係る賃金 (派遣先へ請求出来ない)
		社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、 介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
60.25%	派遣スタッフ給与		

⑥教育訓練に関する事項
入社前研修、情報セキュリティー研修、ビジネスマナー研修
PC研修、個人情報保護教育、安全衛生教育

⑦雇用安定措置を講じた人数

派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数	5名
新たな派遣先への提供を講じた人数	21名
当社での派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数	3名
その他の措置を講じた人数	49名

⑧労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別

締結しております。

⑨協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期

- 協定労働者の範囲 782軽作業員 以外の派遣労働者
- 協定書の有効期間終期 2024/3/31